

岸部中（北）住宅跡地複合施設整備事業に伴う吹田操車場遺跡発掘調査支援業務
一般競争入札について

岸部中（北）住宅跡地複合施設整備事業に伴う吹田操車場遺跡発掘調査支援業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和7年7月15日

吹田市長 後藤 圭二

記

一般競争入札実施要領

- 1 入札対象業務
岸部中（北）住宅跡地複合施設整備事業に伴う吹田操車場遺跡発掘調査支援業務
- 2 業務概要
岸部中（北）住宅跡地複合施設整備事業に伴う吹田操車場遺跡発掘調査支援
- 3 履行場所
岸部中（北）住宅跡地複合施設建設予定地（吹田市岸部中2丁目421番1）
- 4 契約期間（予定）
令和7年9月1日 から 令和8年2月28日 まで
- 5 最低制限価格
設定しない。
- 6 入札保証金
吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除する。
ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。
- 7 契約保証金
落札者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、落札金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

8 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿登載業者であること。参加希望業種等については、本業務を履行可能とみなされる者であること。
- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者であること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

9 入札参加資格の確認

- (1) 本入札に参加を希望する者は、(2)に定めるところに従い、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 申請書の提出

ア 受付期間

令和7年7月15日（火）から令和7年7月28日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）午前9時から午後5時30分まで（正午～午後0時45分を除く。）

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便、レターパックプラス又はレターパックライトのいずれかに限る。）にて提出のこと。郵送の場合は上記受付期間内に必着とする。

ウ 提出先

「20 問合せ先」のとおり

(3) 入札参加資格の確認結果通知

令和7年7月29日（火）までに、電子メールにより通知する。

なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(4) その他

- ア 提出期間内に申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと本市が認めた者は、本入札に参加することができない。

- イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された申請書等は、返却しない。
- エ 提出された申請書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
- オ 申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

10 入札等関係書類

申請書、仕様書、入札書等の入札等関係書類については、吹田市ホームページ（トップページ）> 産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 業務委託・物品購入 入札情報 > 令和7年度（2025年度）一般競争入札（業務委託）一覧の本業務に係るページよりダウンロードすること。

11 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和7年7月15日（火）から令和7年7月22日（火）午後5時30分まで

(2) 受付方法

電子メールによる。宛先は「20 問合せ先」のとおり。

なお、件名に「質疑：岸部中（北）住宅跡地複合施設整備事業に伴う吹田操車場遺跡発掘調査支援業務」と明記すること。

(3) 回答期日

令和7年7月24日（木）までに電子メールにて送付。

(4) その他

入札参加申請者及び質問者全員にその内容を通知する。

12 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和7年8月5日（火）午前10時30分（時間厳守）

(2) 入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 低層棟2階 児童部会議室

13 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は、認めない。

(2) 入札書に記載する金額は、契約期間における総計を記載すること。

(3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再

度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

- (5) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

14 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。

15 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札金額が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

16 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

17 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 入札心得に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札
- (3) 申請書を提出していない者がした入札
- (4) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置要件にも該当する者がした入札
- (5) 入札時点において参加資格を欠いた者がした入札

18 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したることについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき。
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件にも該当したとき。
- (3) 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合したと認められるとき。

19 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の

内容を承認の上、入札を行うこと。

(2) 入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。

20 問合せ先

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市児童部保育幼稚園室 幼保一体化担当（低層棟2階217番窓口）

電話：(06) 6384-1592

FAX：(06) 6384-2105

Mail: hoiku_yoho@city.suita.osaka.jp